

共同 参 画 だ より

- 「令和6年度 仕事と生活の調和推進のための調査研究
～キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査～」
- 「令和7年度 不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」のご案内
- 法テラスにより 「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が開始されます

「令和6年度 仕事と生活の調和推進のための調査研究 ～キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査～」が令和7年8月に公表されました

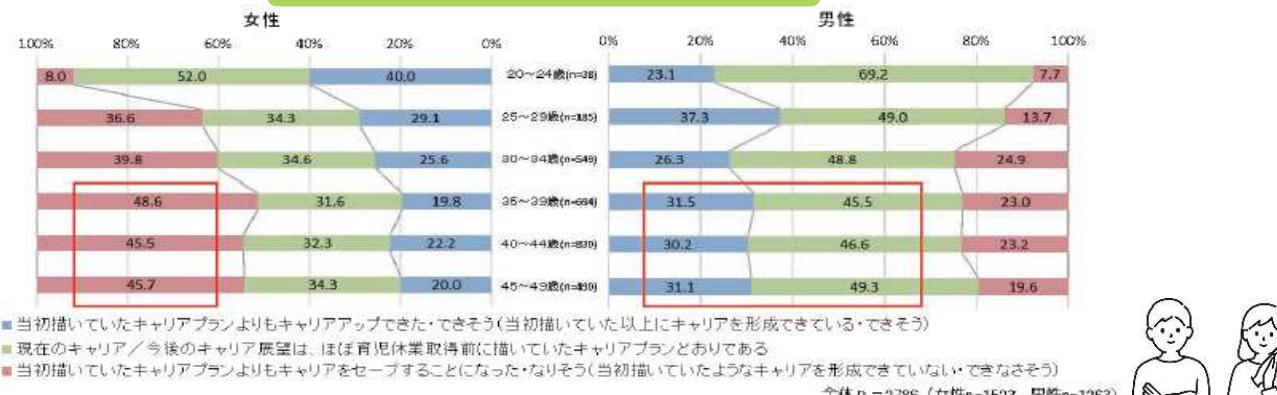
キャリア形成と育児等の両立は、仕事と家庭の両立を望む人々にとって大きな課題です。今回の調査では、特に育児休業から復帰した男女を対象に、キャリア形成における意識調査を行いました。育児期における職場環境や制度の利用状況、評価への影響、将来のキャリア展望等を分析し、両立を阻害する実態を明らかにしました。調査結果は、男女が共にライフイベントとキャリアを両立できる環境づくりに向けたヒントを提供しています。

調査の概要…内閣府男女共同参画局推進課がキャリア形成と育児等の両立に関して意識調査を行ったものです。対象は、全国の20~49歳の男女で、育児休業の取得経験があり、小学生以下の子どもと同居している方々です。令和7年1月にインターネットによるアンケート調査を行い、2,853件の回答を得ました。

▶ 育休取得前後のキャリアプランの変化

育児休業復帰後、35歳以上の女性の約半数が「当初描いていたキャリアプランよりもキャリアをセーブすることになった・なりそう」と回答。一方、男性の約8割が「現在のキャリア／今後のキャリア展望は、ほぼ育児休業取得前に描いていたキャリアプランどおりである」または「当初描いていたキャリアプランよりもキャリアアップできた・できそう」と感じており、男女間でキャリアプランの継続性に大きな差が見られました。

育休取得前後のキャリアプランの変化



● キャリアプランを変更せずに両立を行うための支援

両立支援に必要な要素として、男女ともに「柔軟な勤務制度・制度の利用のしやすさ」「上司の姿勢」「職場全体の雰囲気」が上位に挙げられました。特に男女差が大きいのは「柔軟な勤務制度・制度の利用しやすさ」や「配偶者・パートナーの育児への理解や参画」等であり、家庭内外の支援の重要性を強く感じていることが分かりました。

● 復帰後のモチベーションなど

育児休業取得前に将来のキャリアプランを立てていた者は、立てていなかった者に比べると、復帰後の「仕事に対するモチベーション」や「生活全体への満足度」が高い傾向にありました。若いうちからキャリア形成を考えていくことや、そうした取組を企業等が支援していくことが重要です。

調査結果の詳細はこちらをご覧ください

URL <https://www.caо.go.jp/wlb/research.html#r06>



「令和7年度 不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」のご案内

本研修会では、不妊治療と仕事との両立について、その現状や企業に望まれる取組、労働者への対応における留意点などをテーマとし、厚生労働省、産婦人科医、社会保険労務士、産業医、コンサルタント、取組が進んでいる企業の担当者が講師としてそれぞれの視点から説明しています。（オンデマンド・無料）

▶ 不妊治療と仕事の両立へのニーズは大きい

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は、夫婦全体のおよそ4.4組に1組（22.7%）にのぼります。

不妊かもしれないと考えている、または将来的に妊娠を望んでいる夫婦も含めると、不妊治療と仕事の両立について配慮が望まれる夫婦は、更に多くいることでしょう。



▶ 不妊治療と仕事の両立に困難を抱える労働者は多い

不妊治療と仕事を両立しようとする労働者のうち、4人に1人以上（26.1%）が「両立ができなかった」としています。これは、不妊治療では、体の状態や治療の進行状況によって通院のタイミングが変わるため、事前の計画が難しい場合もあるためと考えられます。また、治療の副作用による体力的な負担に加え、治療それ自体や日程調整などに伴う精神的な負担も大きな問題となります。



▶ 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」の実施

厚生労働省では、不妊治療は治療内容、治療期間等が労働者個々人の状況によりさまざまであることから、相談体制、両立支援制度の整備等、男女ともに労働者が不妊治療をしながら働き続けることができるよう企業の積極的な取組をお願いしています。

具体的な取組の手法をご案内するため、事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医等の皆さんを対象に、産婦人科医、社会保険労務士、取組が進んでいる企業の担当者等が講師として、不妊治療や両立支援制度、具体的な取組事例を内容とした研修会（オンデマンド・無料）を実施します。期間中はいつでも受講できますので、ぜひ受講ください。

研修会の詳細はこちらをご覧ください

URL

<https://www.funinryoritsu.mhlw.go.jp/>



法テラスにより 「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が開始されます

令和8年1月13日、「総合法律支援法の一部を改正する法律」（令和6年法律第19号）が施行され、「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が、法テラスによる「犯罪被害者等法律援助」として開始されます。

本制度は、刑法における性犯罪などの犯罪行為によって被害を受けた犯罪被害者等に対し、被害直後から、弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにするものです。

法テラスには、本制度以外にも犯罪被害者等が利用できる様々な制度がございますので、まずは、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714（なくことないよ））にお問合せください。

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714
平日 9:00~21:00
土曜 9:00~17:00
(日曜祝日・年末年始除く)
※IP電話からは、03-6745-5601



法テラスは、国が設立した公的な法人です！

詳細はこちらをご覧ください

URL <https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/hanzaihigai-seido-7.html>

